

届出関係

200 大気汚染防止法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

区分	項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
工場	1	ボ イ ラ ー	363	18	56	37	100	25	71	56
	2	ガス発生炉・ガス加熱炉	3				1			2
	3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	10		2		1			7
	4	溶 鋳 炉 ・ 転 炉 ・ 平 炉	11		6					5
	5	金 属 溶 解 炉	58	3	3	16	22	3		11
	6	金 属 加 熱 炉	200	8	15	7	20	40	11	99
	7	石 油 加 熱 炉	11				2			9
	9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	36		8		6		21	1
	10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	44				23		9	12
	11	乾 燥 炉	95	6	6		42	8	7	26
	12	電 気 炉	6		1		3			2
	13	廃 棄 物 焼 却 炉	13				7		1	5
	19	塩 素 反 応 施 設 等	16				3		11	2
	21	燐 鋳 石 反 応 施 設 等	1	1						
	22	ふ っ 酸 凝 縮 施 設 等	2						2	
	27	硝 酸 吸 収 施 設 等	8						8	
	28	コ ー ク ス 炉	6				2			4
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	10		8			1		1
		計	893	36	105	60	232	77	141	242
事業場	1	ボ イ ラ ー	268	28	78	50	35	35	32	10
	11	乾 燥 炉	1						1	
	13	廃 棄 物 焼 却 炉	19	5	7		3		3	1
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	88	4	16	11	9		42	6
		計	376	37	101	61	47	35	78	17
合 計			1269	73	206	121	279	112	219	259
事業場数	工 場		153	15	18	17	51	9	22	21
	事 業 場		192	22	57	34	21	14	34	10
	計		345	37	75	51	72	23	56	31

201 電気事業法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

区分	項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
工場	1	ボ イ ラ ー	8				1		1	6
	29	ガ ス タ ー ビ ン	4			1	1		2	
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	64	1	4	7	11	2	11	28
	31	ガ ス 機 関	8	1				6	1	
		計	84	2	4	8	13	8	15	34
事業場	1	ボ イ ラ ー	6		4		2			
	29	ガ ス タ ー ビ ン	81	8	21	9	7	24	10	2
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	216	17	77	28	25	19	44	6
	31	ガ ス 機 関	12	4	4				3	1
		計	315	29	106	37	34	43	57	9
合 計			399	31	110	45	47	51	72	43
事業場数	工 場		27	2	2	4	7	1	6	5
	事 業 場		220	25	75	30	21	21	39	9
	計		247	27	77	34	28	22	45	14

202 ガス事業法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1	ボ イ ラ ー	4				4			
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	2				2			
	計	6	0	0	0	6	0	0	0
工 場 ・ 事 業 場 数		1	0	0	0	1	0	0	0

203 大気汚染防止法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小 倉 北 区	小 倉 南 区	若 松 区	八 幡 東 区	八 幡 西 区	戸 畑 区
1	コークス炉	4				2			2
2	堆積場	202	26	25	14	42	1	31	63
3	ベルト・バケットコンベア	897	47	191	20	250		114	275
4	破砕機・摩砕機	109	21	18	10	15		22	23
5	ふるい	92	15	15	7	17		12	26
	計	1304	109	249	51	326	1	179	389
	工場・事業場数	91	18	11	2	24	1	18	17

204 電気事業法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小 倉 北 区	小 倉 南 区	若 松 区	八 幡 東 区	八 幡 西 区	戸 畑 区
2	堆積場	2				2			
3	ベルト・バケットコンベア	7				3		4	
	計	9				5		4	
	工場・事業場数	3	0	0	0	2	0	1	0

205 鉱山保安法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小 倉 北 区	小 倉 南 区	若 松 区	八 幡 東 区	八 幡 西 区	戸 畑 区
2	堆積場	14			14				
3	ベルト・バケットコンベア	49	2		47				
4	破砕機・摩砕機	12	2		10				
5	ふるい	9	1		8				
	計	84	5	0	79	0	0	0	0
	工場・事業場数	5	2	0	3	0	0	0	0

206 大気汚染防止法該当揮発性有機化合物発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
2	吹付塗装施設	4		3		1			
3	塗装乾燥施設	5				2			3
4	銅張積層板等接着乾燥施設	8	1						7
5	その他接着乾燥施設	3							3
6	オフセット輪転印刷乾燥施設	1				1			
7	グラビア印刷乾燥施設	3							3
8	洗浄施設	1	1						
9	貯蔵タンク	12				8		3	1
	計	37	2	3	0	12	0	3	17
	工場・事業場数	11	2	1	0	3	0	1	4

207 大気汚染防止法該当水銀発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
7	セメント焼成炉	2		1				1	
8	廃棄物焼却炉	36	5	7		11		4	9
	計	38	5	8	0	11	0	5	9
	工場・事業場数	19	3	3	0	7	0	3	3

208 電気事業法該当水銀発生施設・工場・事業場数

(令和5年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
1	小型石炭混焼ボイラー	6				2		1	3
	計	6	0	0	0	2	0	1	3
	工場・事業場数	4	0	0	0	2	0	1	1

209 北九州市公害防止条例（大気）該当指定施設・工場・事業場数

（令和5年3月31日現在）

区分	項 番 号	施設名	計	門 司 区	小 倉 北 区	小 倉 南 区	若 松 区	八 幡 東 区	八 幡 西 区	戸 畑 区
工 場	1	ボ イ ラ ー	149	21	17	21	27	18	22	23
	2	焙 烧 炉・焼 結 炉・か 烧 炉	42				31		11	
	3	金 属 溶 解 炉	6			1			1	3
	4	金 属 加 熱 炉	31	2	1	6	3	5	7	7
	6	烧 成 炉・溶 融 炉	5		1				3	1
	7	反 応 炉・直 火 炉	2	1						1
	8	乾 燥 炉	19	2			9	2	3	3
	10	廃 棄 物 烧 却 炉	5				4			1
			計	258	26	19	28	74	25	47
事 業 場	1	ボ イ ラ ー	440	34	131	71	26	53	91	34
	7	反 応 炉・直 火 炉	1				1			
	8	乾 燥 炉	2							2
	10	廃 棄 物 烧 却 炉	6	2		2	1		1	
			計	449	36	131	73	28	53	92
合 計			707	62	150	101	102	78	139	75
事 業 場 数	工 場		96	9	10	10	20	9	21	17
	事 業 場		277	18	82	46	24	25	57	25
	計		373	27	92	56	44	34	78	42

210 令和4年度 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数

(令和5年3月31日現在)

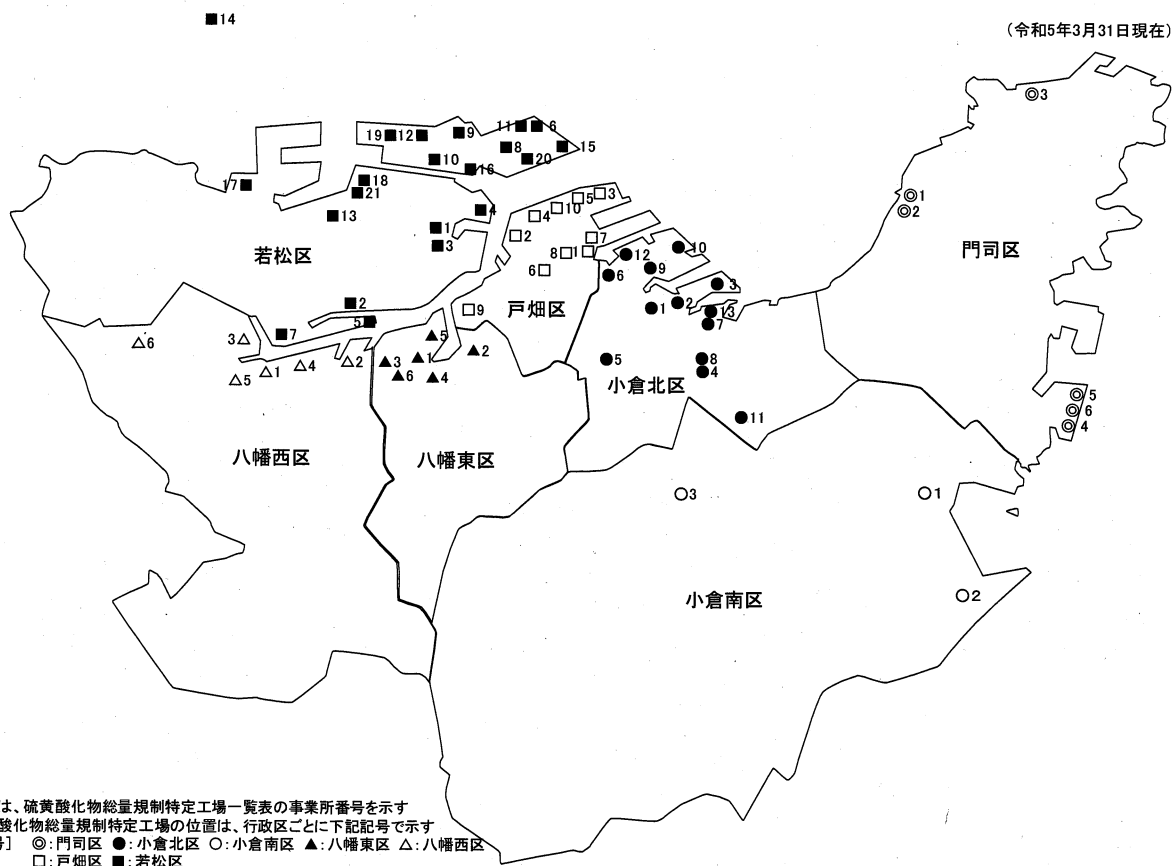
項 番 号	作業の種類	計	門 司 区	小 倉 北 区	小 倉 南 区	若 松 区	八 幡 東 区	八 幡 西 区	戸 畑 区
1	解体作業	45	1	11	2	1	4	20	6
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業	1	0	0	0	0	1	0	0
5	解体工事のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0	0	0	0	0	0	0	0
6	改造・補修作業	24	1	10	0	0	0	4	9
届出件数		70	2	21	2	1	5	24	15

211 硫黄酸化物総量規制特定工場一覧表

(令和5年3月31日現在)

区	番号	事業所名	区	番号	事業所名
門 司 ◎	1	ニッカウキスキー(株)門司工場	戸 畑 □	1	日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九州製造所
	2	関門製糖(株)		2	日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区(戸畑)
	3	小野田化学工業(株) 門司工場		3	光和精鉱(株)
	4	(株)新門司アスコン		4	日鉄高炉セメント(株) 第2石灰工場
	5	北九州市新門司工場		5	(株)テツゲン 九州支店八幡事業所強酸再生工場
	6	アサヒブリテック(株) 北九州事業所		6	大和製罐(株) 新戸畑工場
小 倉 北 ●	1	小倉合成工業(株)		7	(株)シーケム 九州事業所九州工場
	2	日鉄高炉セメント(株) 第1石灰工場		8	日鉄ロールズ(株)
	3	日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区(小倉)		9	大日本印刷(株) 戸畑工場
	4	TOTO(株) 小倉第一工場(金具)		10	戸畑共同火力(株) 戸畑共同発電所
	5	九州旅客鉄道(株) 小倉総合車両センター	若 松 ■	1	日揮触媒化成(株) 北九州事業所
	6	日鉄高炉セメント(株) セメント工場		2	東海カーボン(株) 九州若松工場
	7	西部ガステクノソリューション(株) 浅野事業所		3	(株)プロテリアル若松 若松工場
	8	TOTOサニテクノ(株) 小倉工場		4	(株)トーカイ
	9	前田道路(株) 北九州合材工場		5	日鉄テックスエンジ(株) パーティクルボード事業部
	10	北九州市日明工場		6	日本コークス工業(株) 北九州事業所
	11	北九州メディアドーム		7	東京製鐵(株) 九州工場
	12	九州電力(株) 新小倉発電所		8	ケイミュ(株) 北九州工場
	13	一般財団法人平成紫川会 小倉記念病院		9	吉野石膏(株) 北九州工場
小 倉 南 ○	1	サカエ研工業(株) 北九州工場		10	喜楽鉱業(株) 北九州工場
	2	TOTOアクアテクノ(株) 本社・小倉工場		11	JM活性コークス(株)
	3	日本中央競馬会小倉競馬場		12	(株)ブリヂストン 北九州工場
八 幡 東 ▲	1	日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区(八幡)	13	常石鉄工(株) 若松スチール工場	
	2	(株)山本工作所	14	白島国家石油備蓄基地	
	3	九州製紙(株) 北九州工場	15	中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所	
	4	日鉄ステンレス(株) 八幡製造所	16	北九州エコレム協同組合	
	5	日鉄環境(株) 北九州支店水道課(八幡地区)	17	響灘菜園(株)	
	6	ワタキューセイモア(株) 北九州工場	18	ひびきエル・エヌ・ジー(株) ひびきLNG基地	
八 幡 西 △	1	UBE三菱セメント(株)九州工場黒崎地区	19	響灘エネルギーパーク(合)ひびき灘石炭・バイオマス発電所	
	2	黒崎播磨(株)	20	(株)響灘火力発電所	
	3	(株)デンソー九州	21	ひびき発電(合) ひびき発電所	
	4	三菱ケミカル(株) 福岡事業所			
	5	北九州市皇后崎工場			
	6	学校法人産業医科大学			

212 硫黄酸化物総量規制特定工場位置図



213 特定工場等の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の経年変化

(m3N/時)

年度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
硫黄酸化物排出量	388	317	298	312	224	187	166	138	185	158	166	139
窒素酸化物排出量	1,470	1,247	1,387	1,316	1,258	1,141	1,215	1,143	1,306	1,167	1,279	1,153

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
硫黄酸化物排出量	120	188	138	124	119	109	109	103	104	91	92	92
窒素酸化物排出量	1,069	1,270	1,088	1,060	950	859	862	819	795	767	722	722

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
硫黄酸化物排出量	104	111	105	98	84	96	102	82	78	80	73	74
窒素酸化物排出量	727	683	716	647	576	595	554	614	591	551	633	576

年度	H29	H30	R1	R2	R3
硫黄酸化物排出量	66	69	71	64	57
窒素酸化物排出量	531	521	497	473	470

特定事業者から報告された前年度分の硫黄酸化物と窒素酸化物の排出量を集計したもの。
令和3年度の報告は、特定事業者から報告を受けた令和2年度分の排出量の集計である。

214 特定工場等の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の経年変化 グラフ



215 瀬戸内海環境保全特別措置法該当特定施設・事業場数

(令和5年3月31日現在)

号	特定施設を設置する業種等	特定施設数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
7	砂糖製造業	21							21
10	飲料製造業	22							22
12	動植物油脂製造業		2						2
24	化学肥料製造業	8					4		12
26	無機顔料製造業				2		2	5	9
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)				115		47	1	163
29	コーラル製品製造業							10	10
32	有機顔料又は合成染料の製造業						19		19
33	合成樹脂製造業				2		13		15
37	石油化学工業(31～36・51号を除く)						135		135
40	脂肪酸製造業		3						3
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)		8		2		46	13	69
47	医薬品製造業						12		12
54	セメント製品製造業				12				12
61	鉄鋼業		9		6	30		46	91
62	非鉄金属製造業	4			14				18
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			19		6	7		32
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設				2			3	5
64	ガス供給業又はコークス製造業				4			1	5
64の2	水道、工業用水道又は自家用工業水道施設						17	15	32
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	12	1	11	17	28	5	27	101
66	電気めっき施設	5		6				6	17
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業						1	1	2
67	洗たく業					28			28
68の2	病院		9	37					46
70	廃油処理業				1				1
71	自動式車両洗浄施設							2	2
71の2	研究、試験又は検査機関等							1	1
71の4	産業廃棄物処理施設				9			8	17
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設						3	1	4
72	し尿処理施設							2	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	1	1	3	3	2	12
	みなし指定地域特定施設		4		3	4		5	16
	合計（みなし指定地域特定施設を除く。）	73	33	74	187	96	313	144	920
	特定事業場数	5	4	3	18	4	5	6	45

216 水質汚濁防止法該当特定施設・貯蔵施設・事業場数（1）

（1）特定施設・事業場数（公共用水域に排出するもの）法第5条第1項対象

（令和5年3月31日現在）

号	特定施設を設置する業種等	特定施設数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
10の2	畜産農業又はサービス業			1	4				5
2	畜産食品製造業	1			2				3
3	水産食品製造業	45	3	3	6				57
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	3					2		5
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	1			1				2
10	飲料製造業			7					7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業				3				3
17	豆腐又は煮豆の製造業	1		1		1			3
22	木材薬品処理業		1						1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業					6			6
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	2	3						5
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)	4			6		5	3	18
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業				1				1
33	合成樹脂製造業			3	1				4
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)							1	1
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)				7				7
51の2	ゴム製品製造業	1		3	1				5
53	ガラス又はガラス製品製造業				2				2
54	セメント製品製造業	7			4				11
55	生コンクリート製造業	6	2	3	3		2	1	17
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業							1	1
59	採石業	1		1					2
60	砂利採取業	1							1
62	非鉄金属製造業				16				16
63	金属製品製造業又は機械器具製造業				1		10	4	15
64の2	水道、工業用水道又は自家用工業水道施設						8		8
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	2	2	4	3	25	4	41
66	電気めっき施設					17	1		18
66の3	旅館業		4	6	2	9	7		28
66の6	飲食店	1		2					3
67	洗たく業				1				1
68	写真現像業			1					1
68の2	病院				15		51		66
70の2	自動車分解整備業		5				1	2	8
71	自動式車両洗浄施設	16	8	10	3	1	5	2	45
71の2	研究、試験又は検査機関等	2		0	16		2	61	81
71の4	産業廃棄物処理施設	3			5				8
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設			1					1
72	し尿処理施設		1	1					2
73	下水道終末処理施設	1	1	1	1		2		6
74	特定事業場から排出される水の処理施設				2				2
	みなし指定地域特定施設	3	1		3	1		1	9
	合計（みなし指定地域特定施設を除く。）	97	30	46	107	37	121	79	517
	特定事業場数	40	22	26	32	11	18	15	164

216 水質汚濁防止法該当特定施設・貯蔵施設・事業場数（2）

(2) 有害物質使用特定施設・事業場数（公共用水域以外に排出するもの）法第5条第3項対象 （令和5年3月31日現在）

号	有害物質使用特定施設を設置する業種等	特定施設数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業		1			3			4
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)		1		4		1		6
62	非鉄金属業				2				2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	17	1	2	15		19		54
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	16		1	30	1	33		81
66	電気めっき施設	27	4	3	15		25	2	76
67	洗たく業	2	2	3	2	1	1		11
68	写真現像業		4			2	2		8
68の2	病院		9	1		6			16
71の2	研究、試験又は検査機関等	12	52	44	275	3	132	327	845
71の4	産業廃棄物処理施設				10				10
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	2					1	8
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	1						1	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設		1		4				5
合 計		80	77	54	357	16	213	331	1128
特定事業場数		9	16	9	22	12	17	7	92

(3) 有害物質貯蔵指定施設・事業場数

（令和5年3月31日現在）

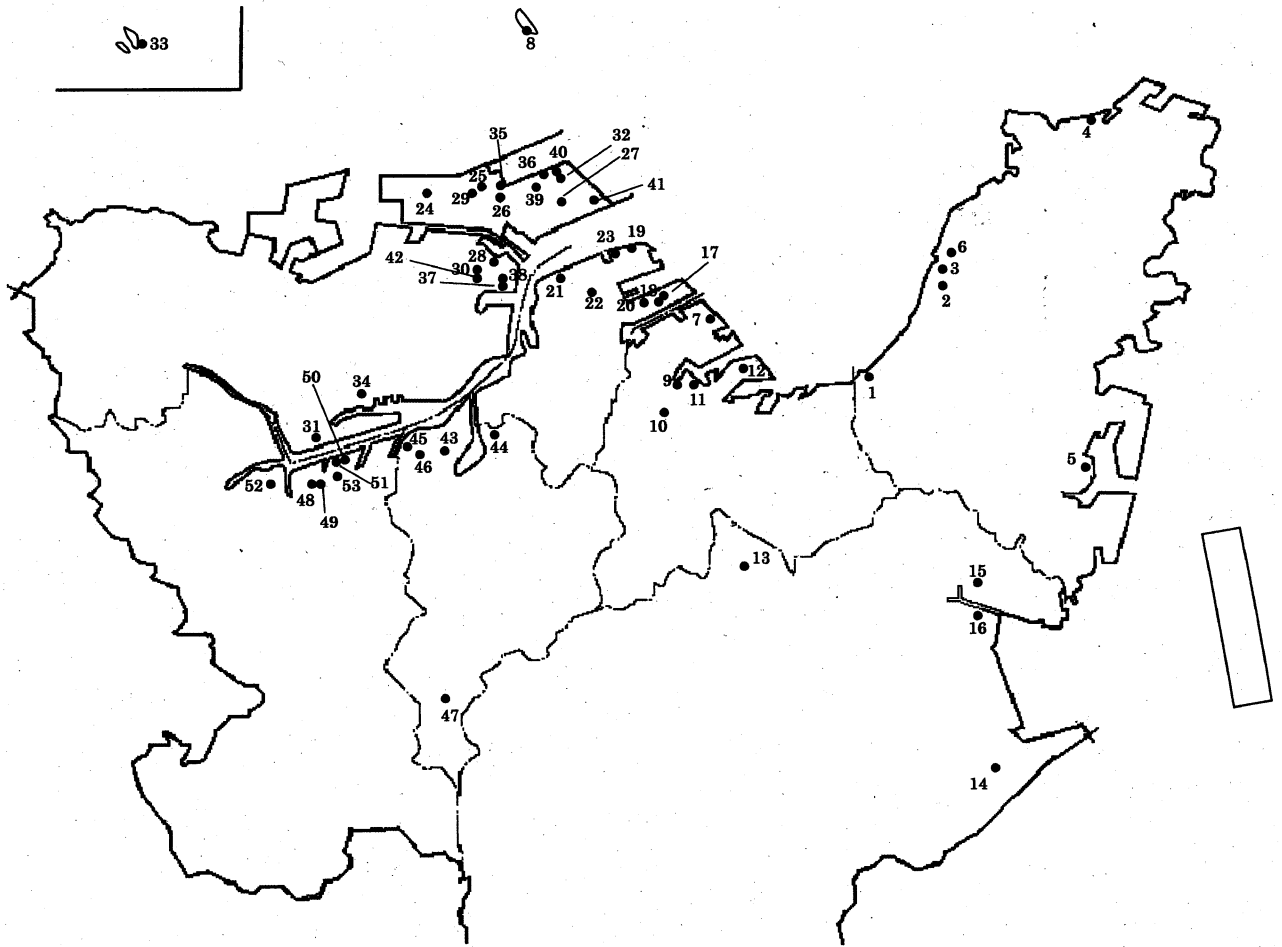
区	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
有害物質貯蔵指定施設数	24	2	0	125	17	91	79	338
事業場数	12	2	0	19	3	16	8	60

217 日平均排水量 50m³ の水質汚濁防止法規制対象工場・事業場

(令和5年3月31日現在)

番号	事業場名	番号	事業場名
1	新町浄化センター	30	日揮触媒化成(株)北九州事業所
2	関門製糖(株)	31	東京製鐵(株)九州工場
3	ニッカウエスキ(株)門司工場	32	日本コークス工業(株)北九州事業所
4	小野田化学工業(株)門司工場	33	白島国家石油備蓄基地
5	古河電工産業電線(株)九州工場	34	東海カーボン(株)九州若松工場
6	(株)KMCT 門司メタルプロダクツ事業部	35	BASF戸田バッテリーマテリアルズ合同会社 北九州事業所
7	日明浄化センター	36	(株)サニックスひびき工場
8	藍島漁業集落排水終末処理施設	37	(株)トーカイ
9	カネミ倉庫(株)	38	東海カラー(株)
10	健和会大手町病院	39	ケイミュー(株)北九州工場
11	小倉合成工業(株)	40	JM活性コークス(株)
12	日本製鐵(株)九州製鐵所八幡地区(小倉地区)	41	東邦チタニウム(株)若松工場
13	国立病院機構小倉医療センター	42	AGCエスアイテック(株)
14	TOTOアクアテクノ(株)本社・小倉工場	43	日本製鐵(株)九州製鐵所八幡地区(八幡地区)
15	曾根浄化センター	44	(株)山本工作所
16	サカエ理工研工業(株)北九州工場	45	日鉄ステンレス(株)八幡製造所
17	JNCマテリアル(株)戸畑工場	46	ワタキューセイモア(株)北九州営業所
18	ジェイカムアグリ(株)戸畑工場	47	河内病院
19	光和精鉱(株)戸畑製造所	48	三菱ケミカル(株)福岡事業所
20	日鉄ケミカル&マテリアル(株)九州製造所	49	ジェイカムアグリ(株)黒崎工場
21	日本製鐵(株)九州製鐵所八幡地区(戸畑地区)	50	(株)エーピーアイコーポレーション黒崎工場
22	日鉄テックスエンジ(株)八幡支店	51	(株)大阪ソーダ 北九州工場
23	戸畑共同火力(株)戸畑共同発電所	52	皇后崎浄化センター
24	響灘エネルギーパーク合同会社 ひびき灘石炭・バイオマス発電所	53	(株)新菱
25	大阪精工(株)九州工場		
26	タテホ化学工業(株)		
27	(株)響灘火力発電所		
28	北湊浄化センター		
29	(株)JEPLAN北九州響灘工場		

218 日平均排水量 50m³ 以上の水質汚濁防止法規制対象工場・事業場位置図



219 排水量別特定事業場数及び排水量（排水量 50m³/日以上）

（令和5年3月31日現在）

排水量(m ³ /日)	特定事業場数		排水量(千m ³ /日)	
		%		%
10万以上	6	11.3%	6019.5	91.3%
1万以上 10万未満	12	22.6%	523.3	7.9%
1千以上 1万未満	17	32.1%	46.6	0.7%
100以上 1千未満	14	26.4%	6.0	0.1%
50以上 100未満	4	7.6%	0.3	0.0%
計	53	100%	6595.7	100%

220 業種別特定事業場数及び排水量（排水量 50m³/日以上）

（令和5年3月31日現在）

業種	特定事業場数		排水量(千m ³ /日)	
		%		%
電気業	3	5.7%	4200.3	57.7%
食料品製造業	3	5.7%	28.4	0.4%
化学工業	16	30.2%	247.4	3.5%
石油・石炭製品製造業	2	3.7%	151.5	2.1%
鉄鋼業	8	15.1%	1183.9	24.3%
下水道業	5	9.4%	816.0	11.2%
その他	16	30.2%	56.5	0.8%
計	53	100%	6684.0	100%

221 業種別有害物質使用特定事業場数

（5条1項関係）

（令和5年3月31日現在）

業種	特定事業場数	
化学工業	12	(9)
試験研究機関等	5	(0)
金属製品製造業	2	(1)
鉄鋼業	5	(5)
産業廃棄物処理業	4	(2)
非鉄金属製品製造業	2	(1)
石油・石炭製品製造業	2	(2)
一般機械器具製造業	2	(1)
その他	6	(2)
計	40	(23)

（5条3項関係）

（令和5年3月31日現在）

業種	特定事業場数
試験研究機関等	24
写真プリント・現像焼付	8
金属製品製造業	16
洗濯業	10
病院	5
印刷業	5
化学工業	3
産業廃棄物処理業	4
その他	17
計	92

（注）（ ）は、排水量50m³/日以上の事業場で、内数である。

222 北九州市公害防止条例（水質）該当指定施設・工場数

（令和5年3月31日現在）

番号	記号	業種	指定施設数							
			門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
1	—	食料品製造業(50m ³ /日以上のもの)			2					2
2	ア	繊維工業並びになめし革、 なめし革製品及び毛皮の製造業								
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業								
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業								
	イ	化学工業						1		1
4	ア	窯業及び土石製品の製造業			1					1
	イ	鉄鋼業								
	ウ	非鉄金属製造業								
	エ	金属製品及び機械器具の製造業								
5	—	その他の産業 [給食用調理施設(100m ³ /日以上)]								
合計					3			1		4
指定工場数					2			1		3

223 令和4年度 土壤汚染対策法に基づく各種件数

項目	件数
① 法第3条調査の結果報告件数※ ¹	3件
② 法第3条ただし書の確認件数※ ¹	7件
③ 法第4条届出件数※ ²	103件
④ 法第4条調査命令件数※ ²	0件
⑤ 法第5条調査命令件数※ ³	0件

※1: 有害物質使用特定施設の廃止時に実施される土壤汚染状況調査の結果報告件数及び当該土地の利用方法からみて土壤汚染により人の健康被害の生ずるおそれがない旨の確認を受けた件数

※2: 土地の形質変更(面積 900m²または 3,000m²以上)に係る届出件数及び届出のあった土地のうち土壤汚染のおそれがある場合の調査命令件数

※3: 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地に係る調査命令の件数

224 土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況

(令和5年3月31日現在)

種別	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
要措置区域	0	0	0	0	0	0	0	0
形質変更時要届出区域	3	12	2	13	23	15	11	78

※: 合計数が一致しないのは指定区域のうち1箇所が八幡東区と八幡西区に跨っているため

225 汚染土壤処理業の許可の状況

(令和5年3月31日現在)

種別	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
セメント製造施設	0	1	0	0	0	1	0	2
分別等処理施設	0	0	0	0	0	1	0	1
埋立処理施設	1	0	0	0	0	0	0	1

226 騒音規制法に基づく届出の特定施設・工場数

(令和5年3月31日現在)

分類及び特定施設名		計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1 金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械	263	11	73	4	22	74	1	78
	ロ 製管機械	40	17	0	0	12	0	0	11
	ハ ベンディングマシン	109	11	9	8	14	30	24	13
	ニ 液圧プレス	283	45	43	17	44	28	61	45
	ホ 機械プレス	474	27	73	32	30	103	180	29
	ヘ せん断機	364	26	57	22	86	50	48	75
	ト 鍛造機	206	20	34	2	7	141	1	1
	チ ワイヤフォーミングマシン	633	86	487	0	24	35	0	1
	リ ブラスト	50	2	4	6	9	3	9	17
	ヌ タンブラー	42	25	0	2	1	14	0	0
ル 切断機	150	36	43	9	25	6	11	20	
2	空気圧縮機及び送風機	11,479	582	2,089	754	2,097	1,421	2,206	2,330
3	土石又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	686	82	98	67	142	11	121	165
4	織機	31	0	5	0	0	0	26	0
5 建設用 資材製 造機械	イ コンクリートプラント	24	2	2	6	6	0	4	4
	ロ アスファルトプラント	7	2	1	0	0	0	3	1
6	穀物用製粉機	21	7	0	0	14	0	0	0
7 木材加工 機械	イ ドラムパーカー	8	0	0	0	8	0	0	0
	ロ チッパー	17	0	4	2	10	0	1	0
	ハ 碎木機	8	0	2	0	6	0	0	0
	ニ 帯のこ機	62	4	17	10	16	2	8	5
	ホ 丸のこ機	135	4	9	21	54	7	25	15
ヘ かなな盤	116	4	22	17	18	14	29	12	
8	抄紙機	1	0	0	0	0	1	0	0
9	印刷機械	553	77	278	42	19	37	47	53
10	合成樹脂用射出成形機	252	47	3	79	8	62	47	6
11	鋳造型機	17	8	0	8	0	0	1	0
計		16,031	1,125	3,353	1,108	2,672	2,039	2,853	2,881
特定工場届出数		1,357	152	316	153	236	104	266	130

227 振動規制法に基づく届出の特定施設・工場数

(令和5年3月31日現在)

分類及び特定施設名		計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1 金属加工機械	イ 液圧プレス	120	13	35	15	5	1	41	10
	ロ 機械プレス	221	5	22	45	13	5	123	8
	ハ セン断機	138	13	22	26	10	3	37	27
	ニ 鍛造機	8	1	1	4	0	0	0	2
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	0	0	0	0	0	0	0	0
2	圧縮機 (冷凍機用は除く)	706	49	169	243	42	14	131	58
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい、分級機	234	77	25	60	14	0	28	30
4	織機	31	0	5	0	0	0	26	0
5	イ コンクリートブロックマシン	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロ コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	0	0	0	0	0	0	0	0
6	イ ドラムバーカー	1	0	0	0	1	0	0	0
	ロ チッパー	5	1	0	2	1	0	1	0
7	印刷機械	210	26	100	29	19	0	9	27
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機	7	0	0	1	0	0	6	0
9	合成樹脂用射出成形機	133	5	1	82	0	14	31	0
10	鑄造型機	12	4	0	8	0	0	0	0
計		1,826	194	380	515	105	37	433	162
特定工場届出数		408	53	91	105	38	11	86	24

228 北九州市公害防止条例（騒音）に基づく届出の特定施設・工場数

(令和5年3月31日現在)

分類及び指定施設名		計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金属 加工 機械	イ 圧延機械	3	0	0	0	0	0	0	3
	ロ ベンディングマシン	3	1	0	0	2	0	0	0
	ハ せん断機	6	1	0	2	0	0	1	2
	ニ ブラスト	3	0	0	1	1	0	0	1
2	高速切断機及び プラズマ切断機	75	12	17	3	19	0	19	5
3	研磨機	77	15	6	0	10	22	24	0
4	空気圧縮機及び送風機	1,444	135	468	174	193	87	270	117
5	土石又は鉱物用の破碎機、摩砕機、 ふるい、分級機	16	2	9	0	3	0	2	0
6 木材 加工 機械	イ チッパー	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロ 帯のこ機	18	2	3	5	5	1	0	2
	ハ 丸のこ機	59	6	18	8	6	1	16	4
	ニ かなな盤	124	18	24	17	16	3	39	7
7	クーリングタワー	69	6	19	8	6	3	17	10
計		1,897	198	564	218	261	117	388	151
指定工場届出数		758	88	193	96	81	50	187	63

229 令和4年度 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数

(令和5年3月31日現在)

特定建設作業名	計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 杭打機・杭抜機	66	5	24	7	8	5	9	8
2 びょう打機	1	0	0	0	1	0	0	0
3 削岩機	668	88	163	101	73	52	140	51
4 空気圧縮機	57	11	11	8	2	5	16	4
5 コンクリートプラント	1	0	0	0	0	0	1	0
6 バックホウ	16	3	1	1	3	4	4	0
7 トラクターショベル	1	0	0	0	1	0	0	0
8 ブルドーザー	1	0	0	0	0	0	1	0
計	811	107	199	117	88	66	171	63

230 令和4年度 振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

(令和5年3月31日現在)

特定建設作業名	計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 杭打機・杭抜機	61	5	24	7	6	4	9	6
2 鋼球	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破碎機	4	0	0	1	3	0	0	0
4 大型プレーカー	523	72	115	78	62	44	115	37
計	588	77	139	86	71	48	124	43

231 ダイオキシン類対策特別措置法（大気）該当特定施設・工場・事業所数

(令和5年3月31日現在)

号	特定施設の種類	特定施設数							
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
1	焼結炉		2					1	3
2	製鋼用電気炉				3			1	4
4	アルミニウム合金製造施設				2				2
5	廃棄物焼却炉	7	5		12		5	10	39
合 計		7	7		16		5	12	48
特定事業場数		4	2	0	11	0	3	4	24

232 ダイオキシン類対策特別措置法（水質）該当特定施設・工場・事業所数

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法対象事業場

(令和5年3月31日現在)

号	特定施設の種類	特定施設数							
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設・灰の貯留施設							15	15
合 計		0	0	0	0	0	0	15	15
特定事業場数		0	0	0	0	0	0	1	1

(2) その他の事業場

(令和5年3月31日現在)

号	特定施設の種類	特定施設数							
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
2	アセチレン洗浄施設				3				3
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設・灰の貯留施設	6	5		52		1	2	66
16	PCBの分解施設、PCB汚染物・処理物の洗浄・分離施設				6				6
18	下水道終末処理施設		1		1		2		4
19	ダイオキシン類特定施設を設置する事業場等から排出される水の処理施設				1				1
合 計		6	6	0	63	0	3	2	80
特定事業場数		3	2	0	9	0	2	2	18